

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
中央高等学校	1 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>続柄</td><td>休暇承認日</td></tr><tr><td>A</td><td>配偶者のおば（服喪休暇対象外）</td><td>令和 5 年12月 4 日</td></tr></table> 2 特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が 3 日間を超えて承認しているものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>続柄</td><td>休暇承認日</td></tr><tr><td>B</td><td>兄 (休暇日数： 3 日以内)</td><td>令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間</td></tr></table>	職員	続柄	休暇承認日	A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和 5 年12月 4 日	職員	続柄	休暇承認日	B	兄 (休暇日数： 3 日以内)	令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第 5 に定める日数以内で必要と認める期間 別表第 5（第10条関係）<table><tr><td>死亡した者</td><td>日数</td></tr><tr><td>父母、配偶者、子</td><td>7 日</td></tr><tr><td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3 日</td></tr><tr><td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td><td>1 日</td></tr></table>備考 3 日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7 日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日
職員	続柄	休暇承認日																				
A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和 5 年12月 4 日																				
職員	続柄	休暇承認日																				
B	兄 (休暇日数： 3 日以内)	令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間																				
死亡した者	日数																					
父母、配偶者、子	7 日																					
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日																					
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月18日）